

令和4年第3回定例会

江東区教育委員会会議録

令和4年3月29日（火）

江東区教育委員会

令和4年第3回江東区教育委員会定例会会議録

- 1 開会年月日 令和4年3月29日（火）午前10時00分
- 2 閉会年月日 令和4年3月29日（火）午前10時51分
- 3 開会場所 江東区役所（71・72会議室）
- 4 出席委員 本多健一朗（教育長）、進藤孝（教育長職務代理者）、
眞貝裕利子、鈴木清人、本田和恵
- 5 出席職員 杉村教育委員会事務局次長、
池田庶務課長、半田学校施設課長、太田整備担当課長、
大町学務課長、飯塚指導室長（教育センター連絡調整担当課長兼務）、
守屋教育支援課長（教育センター所長兼務）、
河野地域教育課長、棚瀬江東図書館長
- 6 議題
 - 日程第1 教育長職務代理者の指名について
 - 日程第2 議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
 - 日程第3 議案第8号 江東区教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則
- 7 報告事項
 - （1）新型コロナウイルス感染症の対応について
 - （2）令和4年第1回区議会定例会（教育委員会関係）について
 - （3）令和4年度における学校閉庁日の実施について
 - （4）旧富士見高原学園について
 - （5）令和3年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況について
 - （6）令和3年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について
 - （7）江東区江東きッズクラブ条例施行規則の一部を改正する規則について
- 8 審議概要

本 多 教 育 長 ただいまより、令和4年第3回江東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議について、傍聴したい旨、2名の申出がありました。江東区教育委員会傍聴規則により、傍聴を認めますので、事務局は速やかに傍聴人を入室させてください。

（傍聴人入室）

本 多 教 育 長 本日の会議録署名委員を御指名いたします。眞貝委員、鈴木委員にお

願いたします。

それでは、審議に入ります。議事進行上の関係から、審議順を変更し、日程第1については、報告事項終了後に審議することといたしたいと存じます。

それでは、日程第2 議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

本案について、事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第7号 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。令和4年3月29日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

飯塚指導室長 江東区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について説明いたします。資料1の2、改正の概要を御覧ください。

今回の改正は、幼稚園教育職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合に休暇を取得することができる旨の改正です。

内容としましては、第17条の2の第1項で、勤務時間条例第17条に、特別休暇として、不妊治療のための休暇を新設したことに伴う不妊治療のための休暇の承認要件について、第2項で不妊治療のための休暇の承認単位、日数等について、第3項で時間単位で使用した不妊治療のための休暇を日に換算する方法について、第4項で不妊治療のための休暇を承認するときには、証明書等の提出を求めることができる旨について規定しております。

また、第32条の2において、第17条の2として新設された不妊治療のための休暇について、退職後、同一年度において再任用職員等となった場合には、退職以前の取得日数を通算することについて規定しております。

次に、3のその他を御覧ください。申請手続については、令和4年4月1日以降、勤怠管理システムにより申請することといたしますが、取得者への配慮のため、勤怠管理システムや今後の通知においては、「不妊治療のための休暇」ではなく、「出生サポート休暇」の通称を使うことといたします。

なお、この条例施行規則による改正後の規定は、令和4年4月1日から適用いたします。

説明は以上です。御審議のほど、よろしくお願いします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。よろしいでしょうか。
では、お諮りいたします。日程第2について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本 多 教 育 長 御異議ありませんので、これを決定いたします。
次に、日程第3 議案第8号 江東区教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則を議題といたします。
本案について、事務局より説明願います。

杉村事務局次長 議案第8号 江東区教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則、上記の議案を提出する。令和4年3月29日。提出者、江東区教育委員会。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条の規定に基づき、本案を提出します。

守屋教育センター所長 私からは、江東区教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則について御説明申し上げます。資料2を御覧ください。

こちらは、1に改正する規則として、江東区教育センター条例施行規則、他3点についてお諮りいたします。

2の改正の理由でございますが、申請書における押印の見直しをするため、規則の一部を改正するものでございます。

改正の概要を3番にお示ししておりますけれども、様式中の印を削ることといたします。こちらは、国、東京都、また、区のほうも進めておりますけれども、いわゆる判こレス化に伴いまして、申込書欄から印の項目を削るというものでございます。

こちらにつきましての施行期日ですが、令和4年4月1日を予定してございます。

私からの御説明は以上となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

本 多 教 育 長 本案について質疑願います。

鈴 木 委 員 これは、民間の方々が区の施設を申し込むときに印鑑は必要ないよということで規則を改正することですが、教育委員会の中での印鑑の取扱い、今、どうなっているのでしょうか。

池 田 庶 務 課 長 教育委員会の中での印鑑の取扱いにつきましては、各課のほうで対応することになっております。ですので、今回、4月1日から全庁的に押印を廃止することになっておりますので、各課で所定の様式等々がありましたら、様式を修正することで対応することになっております。

鈴木委員長 ありがとうございました。

本多教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、お諮りいたします。日程第3について、原案のとおり決定することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

本多教育長 御異議ありませんので、これを決定いたします。

これより報告事項に入ります。報告事項1 新型コロナウイルス感染症の対応についてを事務局より説明願います。

杉村事務局次長 それでは、新型コロナウイルス感染症に関する区立学校園の対応について御報告申し上げます。資料3を御覧願います。

表は、令和2年度以降の新型コロナウイルス感染症に係る学校運営に関しまして、教育委員会からの通知を時系列に掲載したものでございますが、東京都に適用されていましてまん延防止等重点措置が3月21日をもって解除されたことに伴う区立学校園の運営について、3月22日に第三十四報として学校園へ通知をいたしましたので、4ページに記載のとおり、追記してございます。

5ページを御覧願います。こちらが第三十四報の通知でございます。

まず、1の学校（園）の運営につきましては、感染症対策を徹底しながら運営を継続するとし、園児・児童・生徒、保護者、教職員の健康観察と、発熱等の症状がある場合の学校への報告、登園・登校を控えることを引き続き徹底することとしております。

2の学習活動についてですが、まん延防止等重点措置期間における第三十二報の活動制限を解除し、「江東区立学校感染症予防ガイドライン 令和3年度第1版」に沿った学習活動等を実施するとし、卒業式及び修了式の実施については第三十一報、入学式・始業式の実施については第三十三報で通知した内容に沿って実施することとしてございます。

3の部活動についてでございます。6ページを御覧願います。3の部活動については、感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先とした上での部活動の実施を可とし、詳細については、別途通知することとしてございます。

4の児童等の居場所の確保については、南陽・豊洲幼稚園の預かり保育は通常どおり運営します。また、江東きつずクラブは、A登録は感染症対策を徹底した上で再開します。B登録は、引き続き感染症対策を徹底しながら運営を継続することとしております。

5のその他についてでございますが、土曜・放課後学習教室、地域学校協働活動ともに感染症対策を徹底しながら運営を実施することとしてございます。

第三十四報の通知の内容につきましては、以上でございます。

次に、7 ページを御覧願います。7 ページ及び8 ページには、3 月 1 8 日に江東区新型コロナウイルス対策本部が開催されて決定いたしました区のまん延防止等重点措置終了に伴う対応方針についてが載っております。

2 のまん延防止等重点措置終了に伴う全般的な方針については、感染防止対策を徹底しつつ、区施設等の運営を行うとしてございます。

具体的な主な措置事項につきましては、3 に記載のとおりでございますが、(1) イベントや会議については、国や都の通知、ガイドラインに準じ、感染拡大防止に万全の対策を講じた上で実施するとし、(2) の文化観光等展示施設、(3) 区施設の貸出しのうち、ホール・会議室等については、感染防止対策を講じつつ運営を継続するとし、スポーツ施設につきましては、利用時間の制限を解除し、感染防止対策を講じつつ運営するとしてございます。

なお、ウの健康センターにつきましては、感染拡大防止のため、引き続き事業を中止するとしてございます。

その他、学校、保育園、図書館などの各施設の運営につきましては、(4) から(10)に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、4 ページにお戻り願います。学校園・きっずクラブでの新型コロナウイルス感染症の1 月からの発生状況について記載してございます。1 月、2 月分につきましては、既に御報告をさせていただいたとりの内容でございます。今回追記しておりますのは、3 月 1 日から3 月 2 4 日までの発生状況でございます。3 月 1 日から2 4 日までの学校園・きっずクラブの新型コロナウイルス感染症発生状況は、小学校 4 6 校、中学校 2 4 校、幼稚園 1 1 園、きっずクラブ 1 1 室で感染者が確認され、感染者数は、児童生徒は 6 8 5 名、教職員等は 4 2 人となっております。

報告は、以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

眞 貝 委 員 江東区における 1 2 歳未満の接種の状況はどうでしょうか。分かりますか。

大 町 学 務 課 長 詳細な数字までは把握しておりませんが、5 歳から 1 2 歳までの接種につきましては、区が予定していた接種枠は早い段階で埋まったと聞いておりまして、現在、順調に接種が進んでいるものと認識をしております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。
先ほど、次長のほうから、3 月の感染者数の報告がありましたけれど

も、全体的な東京都の状況も、このところ、少し先週より多かったりしている状況ですけれども、現在、学校は春休みに入っていますが、学校の感染状況について報告をいただけますでしょうか。

大町学務課長 児童生徒の陽性者数なんですけれども、区全体の減少よりは、やや緩やかな傾向でありながらも、最近は減少の傾向にございます。

直近の陽性者数ですけれども、1週間で170人程度ということになっておりまして、まだ、いわゆる第6波が始まった頃と比べると多い状況ではあるんですけれども、この後も緩やかに減少していくというふうに見込んでおります。

本多教育長 ありがとうございます。卒業式も対策を講じながら無事に終了することができて、また、入学式を迎えるというところで、連携を図りながら進めていきたいと思っておりますし、先ほど報告があったように、三十四報の中に江東区立学校感染症予防ガイドラインの改訂ということを記載させていただいておりますけれども、現在、様々な国の状況とかを鑑みながら、よりよいものに改訂していきながら、しっかりと進めていければと思っております。

それでは、よろしいでしょうか。本報告を終了いたします。

続いて、報告事項2 令和4年第1回区議会定例会（教育委員会関係）についてを説明願います。

杉村事務局次長 それでは、令和4年第1回区議会定例会の教育委員会関係について御報告申し上げます。資料4を御覧願います。

令和4年第1回定例会は、2月24日の本会議で5名の代表質問があり、25日の継続本会議で9名の通告による質問が行われ、全体で45本の質問がございました。

このうち、教育関連では、資料に記載のとおり、4名の方から質問がございましたが、質問と答弁の概要は資料に記載のとおりでございますので、ここでは、簡潔にポイントを絞って御報告させていただきます。

まず、1人目、自民の川北直人議員は代表質問で、教育施策についてとして、GIGAスクール構想の評価と今後の方針についての質問がございました。1人1台端末の導入による対話的な学び、デジタル教科書による個に応じた学びが行われていると評価し、今後も主体的な学びの充実を図る旨の答弁をいたしました。

2人目、民政クラブの福馬恵美子議員は代表質問で、コロナ禍が与えるこどもへの影響と教員のICT活用や授業力向上に対する支援、学力、体力と食育の関連についての質問があり、コロナ禍によるこどもの心への影響は大きいこと、助言や研修、組織的なフォロー等により、教員のICT活用や技術力向上を行っていること、学力、体力と食育の関連性、

重要性を認識している旨の答弁をいたしました。

3人目、みらいの二瓶文隆議員は代表質問で、皇室理解教育についてとし、主に学習指導要領上の天皇の取扱いや、人への思いやりや支え合う心を通じる皇室理解教育の意義についての質問があり、学習指導要領では、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位や国事に関する行為について理解することが示されている旨、また、人への思いやりや支え合う心を育む重要性は認識しており、様々な教育活動を通して育成をしていくことが大切である旨の答弁をいたしました。

4人目、自民の若林しげる議員は通告質問で、主にこどもプラザ図書館における中高生の取組と、1人1台端末の活用や電子図書館の検討状況についての質問があり、こどもプラザ図書館では中高世代の利用促進や、1人1台端末の活用について施設面や運営面で工夫を行っていること、貴重資料の公開や江東区の魅力発信の手段としても電子図書館が有効な手段の1つとして研究を進めている旨の答弁をいたしました。

一般質問については以上でございます。

次に、特別委員会について御報告申し上げます。3月1日に一般会計補正予算（第9号）を審査する令和3年度予算審査特別委員会が開催されました。また、3月2日から8日にかけて、令和4年度当初予算を審査する令和4年度予算審査特別委員会が開催されました。

このうち、教育費の審査における質問については、資料4の5ページに記載のとおり、令和4年度予算審査特別委員会では各会派15人から質疑があり、学校における性犯罪対策の取組やPTA研修事業、特別支援教育、図書館運営などについて質問がございました。これらにつきまして、教育長及び教育委員会の担当課長が答弁してございます。

次に、3月11日の文教委員会につきまして、御報告いたします。6ページ、7ページを御覧願います。議題は、記載の32件でございます。

まず、議題（1）議案第26号は、2月10日の教育委員会定例会で御審議の上、御可決いただいたもので、幼稚園教育職員に対し、不妊治療のための休暇を申請することについて、賛成全員で可決されました。

次に、議題（2）から（30）までは、いずれも継続審査となっている陳情で、このうち、議題（6）1陳情第22号及び議題（9）1陳情第46号につきましては、陳情者より陳情取下げの申出があり、これを了承されております。その他の継続の陳情につきましては、これまでの審査経過等を説明し、学校選択制を利用して辰巳中学校の学区の小学校に入学した児童が辰巳中学校に入学する際に学校選択によらず入学できるように学校選択制の改正を求めるという議題（24）3陳情第14号の陳情につきましては、小中連携教育を実践する統一型施設となっている場合のみ学校選択制における特例的な取扱いをしていることから、これ以上の審査はなじまないとして、採決が行われ、賛成全員で不採択となりました。

その他の陳情につきましては、引き続き、継続審査となっております。

次に、議題（３１）及び議題（３２）は、新規に本委員会に付託された陳情でございます。議題（３１）４陳情第４号は、江東区立幼稚園の今後のあり方に関する基本方針を見直し、中止を求めるという陳情で、継続審査となっております区立幼稚園に関する陳情と一括で審査し、見直す考えはない旨の説明をし、継続審査となっております。

次に、議題（３２）４陳情第７号の２は、オミクロン株の感染状況に対し、幼児・児童への抗体検査の実施等の対応を求める陳情で、継続審査となっている新型コロナウイルス感染症に関する同趣旨の他の陳情と一括審査の上、継続審査となっております。

議題につきましては、以上でございます。

次に、２の報告事項でございます。報告事項は、資料に記載のとおり１３件でございますが、いずれも教育委員会におきまして、御報告または御協議をいただいている案件でございますので、説明は省略させていただきます。

以上、長くなりましたが、令和４年第１回区議会定例会の報告とさせていただきます。

本 多 教 育 長 本件について、質疑願います。

鈴 木 委 員 今、不採択になった陳情ですけど、もう一度、陳情内容と不採択理由をもう少し詳しく教えてください。

大 町 学 務 課 長 本陳情につきましては、小学校の入学の際に辰巳小学校と第二辰巳小学校に学校選択で入学したお子さんについては無抽選で辰巳中学校に入学できることを求める陳情でありました。

隣接する有明小中学校、あるいは有明西学園においては、そのような特例が適用されていることを理由に制度の改正を求める内容でしたけれども、有明小中学校、あるいは有明西学園については、施設一体型で連携教育を行っているからこそ、こうした特例が設けられているものであり、他の小中学校にもこれを適用してしまうと、学校選択制度自体の基盤を揺るがすものとなるということで、事務局のほうからは、制度の改正を行う予定はないと説明をしてきたところです。その結果、不採択に至ったというものでございます。

鈴 木 委 員 ありがとうございました。

本 多 教 育 長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項3 令和4年度における学校閉庁日の実施についてを説明願います。

池田庶務課長 私からは、令和4年度における学校閉庁日の実施について御説明いたします。資料5を御覧ください。

学校閉庁日は平成30年度から実施しておりますが、令和4年度も引き続き実施することで、教員が休暇を取得しやすい勤務環境を整えるとともに、教員全体の働き方への意識改革を図り、在校園等の時間の縮減を促進するものでございます。

2番の概要を御覧ください。実施期間は、令和4年8月8日月曜日から、12日金曜日の4日間といたします。暦の上では、11日木曜日が山の日で祝日になりますので、前後の土日と合わせますと最大9連休ということになります。

対象学校は、区立小・中学校、義務教育学校及び区立幼稚園の全87校園で、対象者は、当該学校園に勤務する教員になります。

次に、実施方針です。これまでと同様に、学校閉庁日の位置づけは年次有給休暇や夏季休暇の取得を促す期間であること。また、学校閉庁日は学校園の門扉を閉門し、基本的には外部対応は行わないほか、学校園では留守番電話を設置して、緊急連絡等は教育委員会で対応すること。そして、部活動は、原則として休養日とし、施設開放や体育館の貸出しは原則として実施しないことになっております。

次に、3番、区民等への周知につきましては、保護者や学校園利用者に対しましては、学校園だよりなどによってお知らせいたします。また、区民一般に対しては、こうとうの教育7月11日号に掲載してお知らせするほか、区役所内部に対しましては、庶務担当課長会において全庁に周知をし、関係部署に協力を求める予定でございます。

次に、4番、その他でございます。1点目、江東きつずクラブは、通常どおり実施いたします。2点目、文書交換便は、送受ともに休止する予定でございます。3点目、本件の対象者は、先ほど申し上げましたように教員となりますので、教員以外の用務主事や警備職員、事務職員等は通常勤務となります。

説明は以上でございます。

本多教育長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項4 旧富士見高原学園についてを説明願います。

大町学務課長 恐れ入りますが、資料6を御覧願います。1、対象跡地に記載の旧富士見高原学園は、昭和45年に開園し、長年、中学校の移動教室や夏季施設に利用されてきましたが、施設の老朽化が著しいことから、平成3

0年度をもって閉園といたしました。

2ページが学園への案内図、3ページが配置図となりますけれども、現在も、こちらの施設は、教育委員会が跡地の維持管理を引き続き行っているところでございます。

閉園後、学園の跡地利用につきましては全庁的な検討が行われてきましたが、2の方針案概要のとおり、庁内での利活用希望はない一方で、今年度、サウンディング型市場調査を実施したところ、1グループから活用提案があったこと、また、不動産鑑定評価により、一定の市場価格を有することを確認したことから、本物件を建物も含めた現状有姿、現在あるがままの状態で売払いを行う方針案となりました。

3のスケジュールにございますとおり、3月9日の区議会企画総務委員会において方針案が協議、決定された後、16日には売払い公表公募として、一般競争入札の実施要領がホームページに公開をされました。今後、入札の参加申込みがあれば、4月28日に開札、6月の区議会による売却の議決後、本契約が成立するという流れになっております。

簡単でございますが、私からの説明は以上でございます。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴 木 委 員 売払いに関しては異議ありません。高く売れることを望んでおりますが、現状、維持管理費というのは、1年間でどのぐらいかかっていたんでしょうか。

大 町 学 務 課 長 現状の維持管理費ですけれども、おおむね1年間で500万円程度となっております。

本 多 教 育 長 よろしいでしょうか。

鈴 木 委 員 高く売れることを期待します。

本 多 教 育 長 ほかはいかがでしょうか。

それでは、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項5 令和3年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 まず、進路状況の報告の前に、卒業式の実施状況について御報告いたします。

中学校は18日に、小学校では24日と25日の両日に卒業式を実施いたしました。卒業式の実施状況につきましては、国旗掲揚、国歌斉唱の状況、会場の設営状況等について、卒業式当日、学校から電話で報告

を受けております。その結果、本区においては、全ての小中学校、義務教育学校で適正に卒業式が挙行されました。

なお、区立幼稚園の修了式、いわゆる卒園式については、枝川幼稚園のみ、25日に実施しましたが、ほかの園については、3月17日に予定どおり行われました。

それでは、令和3年度江東区立中学校及び義務教育学校（後期課程）生徒進路状況について御報告いたします。資料7を御覧ください。

本日は、都立高校の第二次募集の合格発表がありました3月15日現在の今年度の中学校及び義務教育学校（後期課程）卒業生徒の進路状況について御報告いたします。

令和3年度の中学校及び義務教育学校（後期課程）の卒業生の在籍者数ですが、男女合計で2,744人となっております。

まず、進路決定者ですが、2,744人中2,730人で、3月15日現在の進路決定者割合は99.5％となっております。これは昨年の同期よりは0.5ポイント高くなっております。

次に、未決定者についてです。3月15日現在の進路未決定者の割合は0.5％であり、昨年の同期より0.5ポイント減少しております。未決定者は14人、昨年度は25人いましたが、そのうち11人が進学希望となっております。進路未決定者のうち、就職希望・その他となっている生徒は3人で、昨年度より5人減っております。今後、都立高校定時制通信制の第二次募集があり、現在の未決定者も進学先が決まっていく予定でございます。

各学校におきましては、一人一人の生徒の進路が決定するまで丁寧な指導に努めてまいります。

なお、4月の定例会におきましても、最新の卒業生の進路状況を再度御報告する予定です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

進 藤 委 員 昨年度より5名減となっておりますが、昨年度の未決定者のその後の進路というのはどういう状況か、教えていただけますか。

飯 塚 指 導 室 長 昨年度の進路未決定者の状況につきましては、改めて4月の定例会で御説明させていただく予定です。

本 多 教 育 長 状況を追跡して確認をしております。その状況の中で、決まっていなかった生徒についても、確実に先生方のほうでフォローしていただいておりますので、進路が新たに決まった生徒等もいます。改めて集計したものを4月の報告でさせていただこうかと思っております。よろしくお願いいたします。

進 藤 委 員 分かりました。

本 多 教 育 長 ほかはいかがでしょうか。

今、進藤委員からもありましたけれども、我々は毎回報告をしていく中で、やっぱり責任を持って最後までしっかり見ていくことが大事で、そこは学校と連携をして、高校に行ったから、卒業したから終わりではなくて、そこをしっかりとフォローしていくことが大事かなと思っていますし、昨今、中途退学者の数も減ってきているところではありますけれども、そういったことも含めて、こどもたちが将来を見据えてしっかりと学べるようにフォローしていきたいなと思っています。よろしくお願いいたします。

それでは、よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項 6 令和 3 年度東京都児童・生徒体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果についてを説明願います。

飯 塚 指 導 室 長 それでは、令和 3 年度東京都児童・生徒体力・運動能力調査の結果について御報告いたします。本調査は昨年度、新型コロナウイルス感染症の影響で実施されませんでしたので、2 年ぶりの調査となりました。

それでは、資料 8－1 を御覧ください。1 の江東区長期計画の指標との比較を御覧ください。指標名は、新体力テストで都平均を 100 としたときの江東区の数値を示しております。

小学校 5 年生男子は 101.7 で目標値をクリアし、小学校 5 年生女子は 101.2 となっております、目標値まであと 0.8 となっております。中学校 2 年生男子については 100.4 で、目標値まであと 1.6、中学校 2 年生女子については 100.2 で、目標値まであと 2.8 となっております。

ここで、本日、資料 8－2 に追加しております A 3 判の校種別、種目別の結果の資料を御覧ください。これは表面が小学校の結果、裏面が中学校の結果となっております。

まず、上段にありますレーダーチャートですけれども、国と都と区の結果を比較したものとなります。区の結果については、赤色の線で表しています。下段の折れ線グラフについては、各種目の経年変化を示しています。そこで花丸のマークがあるものが都の平均を上回ったものになります。

小学校は、男子は 8 種目中全てにおいて都の平均を上回り、女子は 8 種目中 6 種目で都の平均を上回りました。

次に裏面の中学生の結果を御覧ください。男子は 8 種目中 4 種目で、女子は 8 種目中 4 種目で都の平均を上回りました。男女ともに、握力、

長座体前屈、ハンドボール投げは都の平均を上回りました。

それでは、資料８－１にお戻りください。２にあります生活・運動習慣等調査の概要を御覧ください。赤い丸がついているのは、国、都ともに上回ったもの、下線が引いてある数字は、国、都のどちらかを上回ったものです。また、数字が赤くなっているのは、令和元年度を上回ったものとなっております。

運動が好き、体育が楽しいと回答している割合は、小学校では男女とも国、都を上回るものの、中学校では男女ともに国や都を下回っており、運動を楽しみながら行うための工夫が必要となっております。

次に、３、結果の考察として、体力向上のポイントをまとめました。今後、この３点について、各校における授業改善につなげていきたいと考えております。

４に、体力向上に向けた本区の実施計画を記載いたしました。（１）の体力スタンダードの定着に向けた授業改善では、体育の授業で最初に取り組む小学校のわくわくタイム、中学校のウォームアップタイムも、体力調査の結果の向上の１つの要因であると考えられます。今後も引き続き、授業改善を行う中で、こどもたちの着実な体力向上を進めていきたいと考えております。

報告は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。

鈴 木 委 員 この資料８－１を見まして、全体的になるほどなと思っておりますが、ちょっと気になるのは、学校の体力のほうはいいんですけれども、朝食を毎日食べるというところです。これは家庭教育だと思うんですが、特に中学２年の女子が極端に低いんですけれども、朝食を食べない子が多いということなんですが、これに関しては、指導だとか、それから対策だとか、何か教育委員会でやっていらっしゃるのでしょうか。

飯 塚 指 導 室 長 特に中学校２年生の女子の結果が低いという状況ですが、経年で比較してみましても、やはり女子が低い傾向にはあります。学校の対策としては、早寝早起き朝ごはんの奨励ということで、食生活の重要性であるとか、そういったことを食育を通して行っている状況でございます。

鈴 木 委 員 これは理由としては、朝御飯が食べられない家というんじゃなくて、中学２年の女子は、ダイエットかどうか分かりませんが、食べないという傾向があるということなんでしょうか。

飯 塚 指 導 室 長 委員おっしゃるとおり、体形の維持であるとか、そういった部分があると思います。ただ、学力、体力ともに、朝食を取っている児童生徒ほ

ど、学力も体力も高いという傾向がありますので、そういったところも含めながら、生徒への適切な指導を行っていきたいと考えております。

鈴木委員 ありがとうございました。

本多教育長 今の意見ですけれども、やはり無理なダイエットとか、それはあまり発達上よくないというところもありますし、今、室長のほうからもありましたけれども、さらに加えて言うならば、保健体育や家庭の授業でありますとか、そういった中で生徒たちが学んでいくところもありますので、総合的にしっかりとしていきたい。ただ、数値をよく見ますと、これは国の数値よりはいいんですよ。東京都の数値はさらにうちより高いというところでは、逆に地方のほうが高そうだなというところはあるんですけれども、そうではないんですね。

今回、コロナの状況下での調査ということもありますので、これを冷静に様々分析していく必要があるだろうなと私は思っています。特に5年生の運動が好きという数値が高いのは喜ばしいことだろうと思っておりますけれども、中学校のほうはそうでもなかったというところ、この背景が、部活動がコロナ禍で十分にできなかったことだったりとか、中学生が求める運動に対するもの、それから小学生が運動に対して求めるものの違いというところもあると思いますので、さらに継続して、これは細かく見ていく必要があるかなと思っていますところであります。

ほかはいかがでしょうか。

本田委員 中学校の運動能力の中でも、走ることが特に苦手のように見受けられるんですが、授業改善というところの何か具体的なものというのは上がっているのでしょうか。

飯塚指導室長 走力、特に50メートル走のところですけども、ほかのデータと比べて、数値がそれぞれ違うわけで、実際に見たところと、見たイメージと違うところもあると思うんですけれども、具体的に改善としては、先ほども話しました中学校のウォームアップタイム、運動の事前のところで行う主運動につながるトレーニングというか体力向上の取組を充実させて、走力のアップ、スタートダッシュを継続して行うとか、そういったことで改善を図っていこうと考えております。

本多教育長 よろしいでしょうか。それ以外にも、学校によっては、持久走タイムみたいなところをつくってやっているところもあるんです。今、本田委員御指摘のこのグラフですけども、室長からも説明があったように、目盛りと単位が多少違うので特徴的に見えるところがありますが、ただ、落ちていることには変わりはなく、ここのところが令和元年度から3

年度とかというところで落ちてきている。やっぱりコロナの影響があるのかどうかということも含めて見ていく必要があるのかなとは思っています。

運動する機会を増やしていくこと、それが1つ、中学校では部活動に入る子、運動系の子とそうじゃない子と、運動の機会の差が出てきたりということもございますので、こういったところを含めて、今、生徒の主体的な活動に結びつけていくところがやっぱり大事ななと思っていますので、やらされてやっていくというところでは、なかなか好きだというところと結びつかないと思いますので、全体的に言うと主体的な活動、主体的な学びにつなげていくことが1つ改善にもつながっていくのかなと思っていますので、この結果は、今後、校長会のほうに戻してまいりますので、結果分析、それぞれの学校ごとにしっかり見ていただいて、取組を深めさせたいなと思っています。

それでは、よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、報告事項7 江東区江東きつずクラブ条例施行規則の一部を改正する規則についてを説明願います。

河野地域教育課長 資料9-1をお願いいたします。今回、江東きつずクラブ条例施行規則に関しまして、学校施設整備などに伴うクラブ定員の変更及び申請書類における文言の整理、修正などにつきまして一部改正を行うものでございます。

それでは、1の改正の理由・概要です。恐れ入りますが、資料9-3の新旧対照表と併せまして御覧いただければと思います。

まず、(1)でございますが、第8条第1項の条文中にある「江東きつずクラブ申請事項変更届」の表記につきまして、今回、「江東きつずクラブB登録申請事項変更届」と改めるものでございます。こちらにつきましては、変更届出の必要項目のみに絞りまして、今回、様式全体をより分かりやすく改訂することとしまして、あわせて、書式のタイトルにB登録の文言を加えることとしたものでございます。これによりまして、第14条第1項中の表記も変更となるものでございます。

次に、(2)でございますけれども、利用料の減免に関して定めています第10条については、税制改正により、みなし寡婦(夫)控除制度が廃止されたことに伴いまして、新旧対照表1ページ中段にありますとおり、第10条第1項第2号については、免除事由から削除するものでございます。

続いて、(3)でございますけれども、資料9-3、新旧対照表の2ページの別表第1の記載にありますとおり、それぞれ定員を変更するものでございます。まず、扇橋小学校につきましては、令和4年度入会申込みにおきまして、定員を上回る申込みによりまして、区内で最も多く

保留児童が生じてございます。このことから、学校側と協議を行いまして、結果として、学校側の特段の御理解もいただいた上で、新たに育成室として借りることができたことから、定員数を積み増しすることが可能となったというものでございます。次に、第二亀戸小学校につきましては、増築後の工事竣工をもちまして、定員増が可能となったものでございます。

資料９－１にお戻りを願います。（４）としまして、保護者や現場での各クラブからの意見、要望等を反映する形で、各提出書類につきまして、レイアウトや文言などの整理、修正を行うものでございます。

資料９－３、新旧対照表の３ページ以降に各様式をおつけしてございますので、後ほど御参照いただければと存じます。その右肩部分に、別添１、２、３とございますけれども、このうち、奇数番号が旧様式、偶数番号が新様式という形で対比をいただければと存じます。

２の施行期日でございますけれども、令和４年４月１日としてございます。

３の規則案・新旧改正条文につきましては、資料９－２として、今回の規則改正案文を、９－３としまして、先ほどから御覧をいただいてございます新旧対照表をつけてございます。

説明は以上です。

本 多 教 育 長 本件について質疑願います。よろしいでしょうか。

では、本報告を終了いたします。

続いて、日程第１のほうに戻ります。日程第１ 教育長職務代理者の指名についてを議題といたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第１３条第２項により、教育長が職務代表者を指名することとなっております。

現在は、進藤委員を教育長職務代理者として指名しておりますが、３月３１日をもって、その期間が終了いたします。そのため、新たに令和４年４月１日からの教育長職務代理者として、眞貝委員を指名したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、眞貝委員より御挨拶をいただきたいと思います。

眞 貝 委 員 このたび、教育委員会の重要な職務でございます教育長職務代理を就任いたしました。教育長を補佐し、様々な教育の課題について解決に向け、引き続き貢献していけますように、職務を全ういたしますように努力いたします。よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。

本 多 教 育 長 ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上で傍聴本件の審議が終了いたしましたので、傍聴人の方は事務局

の指示に従い、御退室願います。

(傍聴人退室)

本 多 教 育 長 それでは、以上をもって令和４年第３回江東区教育委員会定例会を閉
会いたします。ありがとうございました。